

県民の日 無料開放 市内施設がお得

10月28日(火)は県民の日。この日は市内施設を下表のとおり無料で開放します。
 なお、みやぎふれあいの郷は、通常火曜休館ですが、28日(火)は開館し、29日(水)に休館します。問い合わせは各施設へ。



県民の日無料開放施設一覧

施設名	内容	問い合わせ先
市民体育館	個人使用料無料 ロッカー代20円は実費負担	☎265-0900
宮城体育館	個人使用料無料	☎283-8735 (宮城体育館)
宮城総合運動場	個人使用料及び器具使用料無料	
柏川総合グラウンド	個人使用料無料	
総合運動公園	個人使用料無料 テニス照明料1時間100円、 ロッカー代20円、ドライヤー代10円は実費負担	☎268-1911
大胡総合運動公園	個人使用料無料	☎230-4055
大渡温水プール・トレーニングセンター	個人使用料無料 ロッカー代20円、ドライヤー代10円は実費負担	☎253-7811 (大渡温水プール・トレーニングセンター)
大渡体育館	個人使用料無料	
前橋文学館	入館料無料	☎235-8011
るなばあく	大型遊具全基無料開放	☎231-6774
敷島公園ボート場	ボート使用料無料	☎210-2010 (公園管理事務所)
児童文化センター	ゴーカート無料開放 プラネタリウム	☎224-2548
みやぎふれあいの郷	広間・浴室利用無料	☎283-8633

ランチを食べながら楽しく市長と対談を

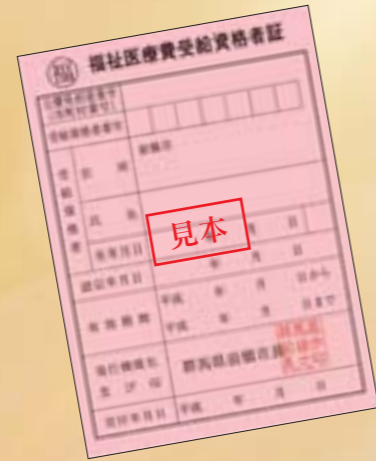


市長と昼食をとりながら対談する「ランチタイムミーティング」。これまでに国際交流や子育て、芸術・文化、環境、地域づくりなどさまざまな対談をしています。12月から来年2月の参加団体を募ります。
日時＝①12月25日(木)②1月27日(火)③2月25日(水)、正午～午後1時
会場＝市役所12階市民ロビー
対象＝市内に在住・在勤・在学中で小学生以上の5～10人程度の団体・グループ(小中学生は保護者が引率)、各1組(抽選)
費用＝1人500円程度(実費)
申し込み＝11月14日(金)までにハガキで。参加希望日・団体名・参加人数・団体のプロフィール・代表者の住所・氏名・電話番号と市長と話したい主なテーマを明記し、市役所秘書課(☎内線3403)へ

「まえばし教育の日」に群読や読み聞かせ

平成17年に市教育委員会では、「県都前橋教育のまち」を実現するため、毎年11月1日を「まえばし教育の日」と制定。
 今年は、子どもたちによる群読や朗読、読み聞かせなどの発表や読み聞かせグループによる人形劇や大型絵本の読み聞かせなどを実施。本との出会いや読書を通じた親子の触れ合いの時間を過ごしてみませんか。また、詩人・新井啓子さんによる朗読のワンポイント講座も行います。

日時＝11月1日(土)午前10時～正午
会場＝前橋プラザ元氣21・3階ホールなど
発表校＝中川小・天神小・桃木小・桂萱東小
読み聞かせグループ＝萌えぎの会・芳賀読み聞かせの会コスモス・駒形読み聞かせの会・桂萱読み聞かせの会はくはく・おはなしポツケ



受診するとき忘れず 受給者証と保険証を

子ども、重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭などの福祉医療費受給資格者証(以下受給者証)を交付されている人が、保険医療機関などで受診するときは、受給者証のほか、加入している被保険者証または組合員証(以下保険証)も必ず窓口で提示してください。

保険証を持たずに受診した場合は、医療費の全額が自己負担となりますので、必ず保険証も持参しましょう。

■**保険証が変わったときなどは届け出を**
 福祉医療の受給者で次の場合は、市役所2階国保年金課か各支所へ届け出を。必要な物は下表のとおりです。

問い合わせは 国保年金課 ☎908-9253

区分	届け出に必要な物
①加入している医療保険が変わったとき	受給者証・保険証 ※受診時には病院などにも届け出が必要。
②受給者証を紛失・破損したため再発行するとき	保険証
③転出するとき、転居したとき	受給者証・保険証
④転入したとき	1. 子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの人)・・・保険証 2. 重度心身障害者(高齢重度障害者含む)・・・①身障手帳(1級・2級)、療育手帳(A)か 年金証書(国民年金などの障害年金1級)②保険証 3. 母子・父子家庭など・・・母か父に所得税が課せられていないことを証明する書類、本市に本籍がない人は戸籍謄本、保険証 ※県内からの転入の場合で前住所地でも福祉医療を受けていた人は、上記の1から3で必要な物のほかに、前住所地の市町村からの「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要。

はばたこう!中核市へ③

6回シリーズ連載

環境対策の推進と公害規制窓口の一元化

ばい煙などを発生させる施設の設置の届け出の受け付けや設置後の立ち入り検査、汚染状況の監視を行います。また、従来の水質汚濁や悪臭などの規制に加え、大気汚染やダイオキシンの規制も市が行うことにより公害規制の窓口が一元化され、迅速な対応ができるようになります。

廃棄物の適正な処理の推進

現在行っている一般廃棄物処理業の許可と併せ、産業廃棄物の処理業や処理施設の設置許可を行います。

今回は、環境行政と都市計画・建設行政の主な事務や期待される効果について紹介します。

廃棄物の不法投棄を防ぎ、処理業者への立ち入り検査や指導を行うなど、廃棄物の適正な処理を推進します。

景観に配慮したまちづくり

屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示などに関する規制を行います。良好な景観を形成し、屋外広告物による思わぬ事故を防ぐために、広告塔、ポスターなどの表示や設置に関するルール、屋外広告業の登録に関する制度などを定め、地域の景観に配慮したまちづくりを推進します。

問い合わせは 中核市推進室 ☎898-6526